

## 7月定例教育委員会会議 議事録

令和3年7月29日  
午前11時開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

西川俊孝 教育長  
安達友基子 委員  
飴野仁子 委員

谷口学 教育長職務代理者  
福田知弘 委員

### 欠席委員

和田光代 委員

### 出席説明員

山下栄治 学校教育部長  
大江慶博 教育監  
木谷美香 学校教育部次長 学校教育室長兼務  
植村誠 教育政策室長  
草場敦子 教育センター所長  
田中満明 教育総務室参事  
荒木大輔 学校教育室参事・指導主事  
久野栄二 まなびの支援課長  
河合俊郎 保育幼稚園室参事  
川部晋也 保育幼稚園室主幹

木戸誠 地域教育部長  
堀哲郎 学校教育部次長 教育総務室長兼務  
道場久明 地域教育部次長 放課後子ども育成室長兼務  
野口晃正 保健給食室長  
大川雅博 青少年室長  
市川泉 教育政策室参事  
佐藤忍 学校教育室参事・指導主事  
小川壽幸 青少年室参事  
川添龍次 学校教育室主幹・指導主事

### 記録者

太田美紀 教育政策室主幹

7月定例教育委員会会議 議事録

午前11時 開会

- 西川俊孝教育長  ただ今から7月定例教育委員会会議を開催いたします。  
和田委員は欠席されます。  
署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。  
記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 植村誠教育政策室長  本日の傍聴席設置可能数は5席でお知らせしておりましたが、現在の傍聴希望者数は7名でございます。  
本日の会場のスペースですと、最大7席まで設置が可能です。
- 西川俊孝教育長  それでは、会議室のスペースの関係上、吹田市教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、傍聴人の人数を7名に制限したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認め、本日の傍聴は7名まで許可します。
- － 傍聴者入場 －**
- 植村誠教育政策室長  恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。
- 西川俊孝教育長  ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認めます。  
それでは、議事日程を配布してください。
- － 議事日程配布 －**
- 西川俊孝教育長  本日の議案第46号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」は人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認め、議案第46号を秘密会とします。  
西川俊孝教育長  それでは、傍聴の方に議案書を配布してください。
- － 議案書配布 －**
- 西川俊孝教育長  それでは、日程第1 議案第39号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 川部晋也保育幼稚園室主幹  日程第1 議案第39号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。  
改正の内容につきましては、大きく2点ございまして、1点目は教育時間の延長、2点目は給食提供の拡大に伴う給食費の改定でございます。

教育時間の延長につきましては、全国の公私立幼稚園の1日の教育時間や家庭の生活スタイルの変化など、社会状況を踏まえるとともに、公立幼稚園及び認定こども園を利用する1号認定児と、保育所等を利用する2号認定児に、同様の教育・保育の機会を提供するという観点から、現在、午前9時から正午までとなっております水曜日の教育時間について、他の曜日と同様に、午前9時から午後2時までにしようとするものでございます。

給食費につきましては、公立の認定こども園の1号認定児においては、現在正午までとなっている水曜日に給食提供を行うとともに、公立の幼稚園におきましても、週1回、給食提供を行うため、食数に応じた給食費の額とするよう改正しようとするものでございます。

5ページの現行・改正案対照表を御覧ください。

教育時間につきましては、こちらの第6条にお示しをさせていただいております。

現行といたしまして、午前9時から午後2時（水曜日にあつては、正午）までとする。となっているところを、他の曜日と合わせて、午後2時までといたしますことから、改正案としては、括弧書きの水曜日にあつては、正午、という部分を削除するという改正案でございます。

こちらは、幼稚園型認定こども園と幼稚園型認定こども園以外の幼稚園と、それぞれ分けて記載をしておりますので、2か所の改正となっております。

次に、給食費につきましては、次の第13条でございます。

第1号、第2号がございますが、まず第2号を御覧ください。

こちらは、現在、認定こども園で給食の提供をしているのですけれども、第2号のイでは3歳児月額2,100円、ウでは4歳児及び5歳児月額2,500円という定めがございます。

3歳児と4・5歳児の違いといたしましては、短縮期間を設けております関係から、給食回数に応じた設定として、少し差が出ているような状況でございます。

認定こども園につきましては、水曜日以外の週4日を給食という設定でございますが、水曜日が午後2時までとなるに伴い、水曜日も給食提供をいたします。

給食回数が増えるため、それに見合った給食費の設定にしたいと考えております。

改正案につきましては、次の6ページでございます。

6ページのイの部分で、月額3,400円とさせていただいております。

こちらは、短縮保育期間の見直しも併せて行いまして、3歳児、4歳児、5歳児、すべて、給食回数としてはほぼ同じようになって参りますので、月額3,400円と一本化させていただいております。

次のウの部分ですけれども、こちらは幼稚園型認定こども園以外の幼稚園に在籍している園児ということで、こちらは毎日自宅からお弁当を持っていただいていたところなのですが、新たに週1日、給食提供を実施いたしますため、月額700円という形で、こちらも給食回数に応じた金額

設定をさせていただいているものでございます。

前後いたしますが、前の5ページにお戻りいただきまして、第1号を御覧ください。

こちらは低所得世帯の方などのための設定といたしまして、主食のみの徴収額を設定している部分でございます。

これも給食回数に応じた設定をしておりますので、月額400円のところが、月額500円に、また、幼稚園型認定こども園以外の幼稚園に在籍している園児としては、月額100円という設定とさせていただいております。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

給食費のことなのですが、3歳児の月額の2,100円が3,400円になるということは、6割以上アップになるのですが、そのあたりのところの算定だったり、お子さんが2人いたらこれだけかかってくるということになるのですよね。

その辺りの、金額的なところの算定などは、十分されておられるのでしょうか。

給食費につきましては、1食あたり235円という形で、それに年間の給食回数をかけ合わせて、それを12か月で割るという形で、計算をさせていただいているものでございます。

短縮保育期間を見直して、かなり大きく午前で帰る日を減らすというところがございますので、月額2,100円から3,400円となっているものでございます。

十分理解を得られる金額であるということによろしいですか。

そのように考えております。

他に御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第39号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第2 議案第40号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 議案第40号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本案は、幼保連携型認定こども園の管理運営に関する事項を定めた規則を改正するに当たりまして、吹田市立幼保連携型認定こども園に関し教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則に基づき、教育委員会の御意見をお伺いするものでございます。

改正の内容につきましては、先ほどと同様に、教育時間の延長、また給食費の改正という形で、それぞれ水曜日を午後2時まで延長するという内容、給食費につきましても月額3,400円にするということという内容となっております。

西川俊孝教育長  
飴野仁子委員

川部晋也保育幼稚園室主幹

飴野仁子委員  
川部晋也保育幼稚園室主幹  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

川部晋也保育幼稚園室主幹

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第40号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第3 議案第41号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 議案第41号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の採択について」御説明申し上げます。

本案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、別表のとおり、令和3年度と同一の教科用図書を採択しようとするものです。

資料1ページの資料1の基本事項にも記載されていますように、教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、政令で定める期間（4年間）は、同一の教科用図書を採択することとなっており、小学校の教科用図書は本年度採択替えの年に当たらないことから、令和4年度は令和3年度と同一の教科用図書を採択するものでございます。

西川俊孝教育長  
福田知弘委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

今の採択されている教科書で、現場で実際に使われている先生方の方から、何か問題があるというような声は聞こえていますか。確認させてください。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

現在使用している教科書につきましては、一昨年度、十分な審議を経た上での採択された教科書でございます。特に現場から問題があるといった意見は出ておりません。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

他に、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第41号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第4 議案第42号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日程第4 議案第42号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料7ページの資料2にもありますように、吹田市におきましては、従来より、障がいのある児童生徒の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、可能な限りすべての児童生徒が、共に学び、共に育つよう配慮しており、支援学級に在籍する児童生徒も、通常学級の児童生徒と同じ教科用図書を採択し、

学校教育法附則第9条に規定される教科用図書については、別途採択しておりません。

しかしながら、小・中学校に在籍する児童生徒のうち、弱視児童生徒については、学校教育法附則第9条に基づき令和4年度使用教科用図書として採択された発行者の教科用図書を拡大した拡大教科書を採択することが望ましいため、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第42号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第5 議案第43号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野））の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日程第5 議案第43号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野））の採択について」御説明申し上げます。

本案は、市立中学校で使用する令和4年度の教科用図書（社会（歴史的分野））について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号による採択替えは行わず、令和3年度と同一の教科用図書を採択しようとするものです。

教科用図書検定規則第12条の規定による再申請により、自由社の「新しい歴史教科書」が文部科学大臣の検定を経て、令和3年度に新たに発行されることとなったことから、教科用図書中学校用（社会（歴史的分野））については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことが可能です。

採択替えを行うか否かは、資料1の基本事項に記載されていますとおり、採択権者の判断によるべきものであり、判断にあたっては、大阪府教育委員会が作成した中学校教科用図書選定資料社会（歴史的分野）や令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえることが考えられることが通知で示されております。

資料3の大阪府教育委員会が作成した選定資料によれば、新たに発行された自由社の教科用図書については、他教科・他分野との関連を含めて、社会的事象や現代的諸課題について、より深く理解し、課題解決的な学習ができるよう工夫されております。また、各時代の特色を、他の時代との比較や歴史的事象の整理を通して捉え、自分の言葉で説明できるように促しております。

キャラクターが資料を読み解くヒントや課題を提示するなど、生徒が取り組みやすいような工夫も見られます。

一方、現在使用している東京書籍の教科用図書については、目標・内容の取扱い、内容の程度、補充・発展的な学習など幅広い観点においてバランス

よく構成されていることや、随所に設けられているコラムでの説明が多面的・多角的で、生徒の興味・関心を高めるものとなっていること、世界の歴史と日本の歴史を関連付けて学習できる工夫等が、昨年度の採択において十分な議論のうえ評価され採択されたものでございます。

また、生徒自身の思考を整理する手法として思考ツールの活用方法が提示されており、思考の流れを視覚化して、他者への発信や議論がしやすくなることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながることも、昨年度の議論の中で、特長として取りあげられました。

大阪府教育委員会が作成した選定資料によれば、東京書籍の教科用図書については、話し合い活動の課題が35ページにわたって掲載され、その時代の風潮や特色を踏まえ、様々なチャート図を活用して情報を整理するとともに、生徒が自分なりの考えを持ち、根拠を持って説明・議論できるよう工夫されています。

本市におきましては、市民の皆様にも意見をいただけるよう、教育センター、山田駅前図書館、さんくす図書館の3か所に見本本とともに意見箱を設置し、合計15件の御意見をいただきました。

内容につきましては、社会（歴史的分野）について、歴史的な事実に基づく社会科の学習を望む意見や、子供たちが多面的・多角的な歴史の視点をもって世界の人々と接することを学べるような教科用図書の採択を望む意見、また、採択年度ではない年の変則的な採択ではなく、4年ごとの採択をきっちり実施することに注力すべきなどの意見をいただきました。

さらに、各中学校へ見本本を回覧し、教員からの意見も全中学校からいただいています。

以上のことにより、同法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能ですが、採択替えは行わず、同法第14条の規定により、令和3年度と同一の教科用図書を採択することが望ましいと考えます。

つきましては、御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

去年は中学校の教科書をいろいろ検討して、特に歴史の教科書はかなりいろいろ議論が出た中で決まったわけなのですが、もし今年その新しく出てきた教科書を採択した場合、学校現場ではどのようなことが起こるかということの説明してください。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

採択替えを行うことになれば、令和4年度の1年生は、変更した教科用図書を使用することになり、2年生は現行の教科用図書を、3年生は旧の教科用図書を使用することになって、3学年がそれぞれ違った発行者の教科書を採択することになり、学校現場の混乱が予想されるということがございます。

飴野仁子委員

現在、東京書籍を採択されて、実際に使用されて、現場の教員の方々から具合の悪いこととか、そのようなことは、何か声が上がっていますか。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

昨年度の採択については、現場の先生方からも意見をいただいて、十分な審議の上、採択されたものになります。

今年度使用している教科書は1年生の手元に渡っていますが、1年生が本格的にその教科書を使用するのは、来年度からとなりますけれども、今使っている段階では、特に問題があるという意見は上がってきておりません。

福田知弘委員

この歴史の採択のことだけではないかもしれないのですが、ちょっと気になったのは、ちょうど今、吹田でも、1人1台端末が導入されてきて、GIGAスクールが進められようとして、教科書の中にはQRコードが掲載されているというところがあると思うのですが、そのQRコードの活用状況とか、今後の予定ですね、そういうところもちょっと併せてお聞かせいただければと思います。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

現在、使用している教科書にはQRコードがついておりまして、1人1台端末を活用した授業づくりを進めているところでございます。

今後も1人1台端末の活用を増やしていく中で、より利用が増えてくるのではないかと捉えております。それを使って生徒が主体的に学ぶ力を育成することにつなげていけたらと思っております。

谷口学教育長職務代理者

QRコードのことなのですが、去年、教科書を選んだ時に、1人1台端末がまだ実現していなくて、QRコードは携帯で見るというイメージしかなかったのです。だから、それほど重要視して考えてなかったのですが、今となれば、音楽での楽器の演奏などもすごく視聴できるようになっていて、やはり映像で見られるという意味で、QRコードの活用は、学校現場でされた方がいいと思うし、教科書に載っているということは非常に大事なことでないかという気がします。

意見だけです。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件は、採択替えを行わず同一の教科書を使用するということになるのですが、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第43号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野））の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第6 議案第44号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野）を除く）の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日程第6 議案第44号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野）を除く）の採択について」御説明申し上げます。

先ほどの、議案第41号「吹田市令和4年度使用教科用図書小学校用の採択について」でもお示ししましたように、令和4年度使用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければなりません。

したがって、中学校用につきましても、議案第43号で御承認いただいた吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野））以外の教科用図書において、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する



西川俊孝教育長  
安達友基子委員

ものでございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

先ほど小学校の時にお聞きしたのと同じですけれども、この25ページの一覧にある教科書、まだ期間は短いですが、使ってみて、現場の方から、何か不具合とか上がってないかだけ確認させてください。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

特に、学校現場から問題があるということはありません。

西川俊孝教育長

他に、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第44号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用（社会（歴史的分野）を除く）の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第7 議案第45号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日程第7 議案第45号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

本議案につきましては、先程、議案第42号で御説明いたしました小学校用と同内容の趣旨でございます。

したがって、中学校用につきましても、学校教育法附則第9条に基づき、令和4年度使用教科用図書として採択した発行者の教科用図書を拡大した拡大教科書を採択することが望ましいと考えますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第45号「吹田市令和4年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第1 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

追加日程第1 教育長報告としまして、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御報告申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書3ページを御覧ください。

まず、上段、1番、小・中学校の感染状況には、令和3年4月1日から令和3年7月20日までの感染者数及び臨時休業の状況についてお示ししております。感染のほとんどが家庭内での感染であり、臨時休業につきましては、小・中学校合わせて4件ございます。うち3件は念のため学級全員にPCR検査を実施したことによるものでございます。

続きまして、2番、教育活動の制限について御説明申し上げます。

本市が引き続きまん延防止等重点措置区域に指定されておりますことから、7月12日から8月22日までを活動制限強化期間としまして、感染拡大の防止に取り組んでまいりました。

教育活動につきましては、通常どおり実施し、継続して長時間、近距離で対面形式となる教科活動など、感染リスクの高い活動は実施いたしませんでした。

また、(4)にございます、宿泊行事等につきましては、1学期中に実施予定であったものは一旦延期といたしましたが、2学期以降、延期ができない場合も生じてまいります。国や府の考え方に基きまして、昨年度本市で作成しました宿泊行事等に係る留意事項の実施基準の見直しを図りまして、児童・生徒の安全に十分配慮しつつ、可能な限りで実施できるよう、今後進めてまいりたいと考えております。

なお、(5)にございます、課外クラブ・部活動につきましては、夏季休業期間を迎えるにあたりまして、多くの公式の大会やコンクールなどが実施される予定であったことから、身体的接触や飛沫感染等の感染リスクを回避できる活動を中心としながらも、現時点では実践的な練習や、練習試合、合同練習につきましても、時間や人数等を制限して実施しております。引き続き、クラスターが生起することのないよう、必要に応じて制限をかけながら、子供たちの健康と安全に配慮した活動としてまいりたいと考えております。

7月21日から夏季休業期間に入りまして、海の日から始まった4連休明けの今週は感染者数が非常に増加傾向となっております。夏季休業期間中は児童・生徒の行動範囲も広がりまして、学校を超えた範囲での感染拡大も非常に危惧されます。

引き続き状況把握に努めるとともに、市内の感染状況を注視いたしまして、感染拡大防止に取り組んでまいります。

続いて、地域教育部から説明してください。

地域教育部所管施設等の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、恐れ入ります、追加議事書の4ページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

本日は、前回、6月30日の定例教育委員会会議にて御報告させていただきました後、大阪府域におけますまん延防止重点措置の適用の延長に伴う地域教育部所管施設の対応状況としまして、変更しました部分のみについて御報告させていただきます。

資料につきましては、左側に施設名と開館状況、中ほどには現状の状況、また、右側には参考としまして6月の定例教育委員会会議にて報告させていただきました内容をお示ししております。

前回からの変更点としましては3点ございますが、まずはナンバー1の地区公民館でございます。

閉館時間を午後9時としていたものを、通常の閉館時間でございます午後10時として緩和しております。これは、まん延防止等重点措置を実施すべ

西川俊孝教育長

道場久明地域教育部次長  
放課後子ども育成室長兼務

き期間が延長された際に、大阪府の府内市町村への要請におきまして、集会施設の営業時間が午後9時までであったものが、1,000㎡を超える場合のみ午後9時までとして緩和されたことを考慮しまして、本市の地区公民館の閉館時間につきましては通常の午後10時までとさせていただいたものでございます。

次に、下から2番目のナンバー11の太陽の広場でございますが、前回は準備が整い次第、順次開催としておりましたものを、1学期については中止とさせていただいて、2学期からの実施に向けて準備中として、引き続き状況を見ながら準備することとして表現を変更しているものでございます。

次に、一番下のナンバー12の学校開放事業につきましては、前回では準備が整い次第、順次開催として報告させていただき、6月26日土曜日から再開しておりましたが、地域の状況等を考慮しまして、この夏休み期間は実施しないこととしております。

簡単ではございますが、地域教育部所管施設等の対応状況につきましては、以上でございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

報告のなかで、3ページの表の中にもありましたけど、臨時休業が、小学校でも中学校でも今まで出ています。

学校からは言わないのですけれど、子供同士って多分何となくわかっていたりすると思うのです。休んでいたら、コロナだったのかなとかいうような。それが原因でトラブルになったりすることが今まで起きてないかというのを確認させてください。

本当に、そこに対する子供たちへの配慮については、学校の方も一番に考えて対応しているところでございます。

ですので、吹田市の情報公開の方針に基づきまして、必要な情報も必要な範囲だけということで、検査をしたりする場合にも、まず子供たちに、人権の話であるとか、不要に口外しないことであるとか、きちんと丁寧に話をした上で、検査をしているというところでございますので、薄々わかっているということはもちろんあるとは思いますが、そのことについての対応はきちんとしておりまして、今のところは学校からトラブルになったという報告はございません。

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の議案第46号につきましては、既に秘密会と決定しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

— 傍聴者退室 —

— 秘密会 —

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

西川俊孝教育長  
安達友基子委員

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

|

閉会 午前11時43分